

令和 8 年 度

羽村市公共施設

自動販売機設置事業者

募集要領

(その2)

令和8年2月

羽村市総務部契約管財課

# 令和8年度羽村市公共施設自動販売機設置事業者募集要領（その2）

## 1 趣旨

本要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、「飲料等の自動販売機、飲料容器等の回収ボックス」の設置及び運営ができる事業者（以下「設置事業者」という。）を公募により決定し、羽村市（以下「市」という。）と設置事業者との間に市公共施設内の自動販売機設置場所の貸付契約を締結することについて、その詳細を定めるものとします。

設置事業者の募集に応募する者は、本要領の各事項を確認の上、お申し込みください。

## 2 公募物件（貸付物件）

公募物件（貸付物件）は、別表「貸付物件一覧」のとおりとします。

## 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、または個人に限り応募することができます。

- (1) 法人にあっては、東京都内に本店、支店、もしくは営業所等を営んでいる者、または市と各種連携協定を締結している者、個人にあっては市内に居住し、市内で事業を営んでいる者であること。
- (2) 令和6年度及び令和7年度において、自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までの規定に該当する団体、または団体に属している者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体は団体に属している者でないこと。
- (6) 国税及び市税（法人市民税、市・都民税及び固定資産税・都市計画税）の未納がないこと。
- (7) 本募集要領に定める条件及び法令等を遵守し、設置事業者自らが貸付物件に飲料等を販売する自動販売機を設置し、貸付期間中継続して営業及び運営をする事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力を有する者であること。

## 4 契約上の主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本件は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

### (2) 貸付料

貸付料は、設置した自動販売機の総売上額に設置事業者との契約に基づく貸付料率を乗じた額とし、最低貸付料率は貸付物件一覧に記載された率とします。

### (3) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）とします。

(4) 貸付物件の用途等

貸付物件は、自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機（電力等使用量計測用メーター、子メーターを含む。）、飲料容器等の回収ボックス（飲料自動販売機のみ）の設置・運営に伴う工事費用、電源設備の設置に伴う工事費用、光熱水費等の費用は、設置事業者の負担とします。

(5) 禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 貸付物件に建物を建築すること、または工作物を設置することはできません。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為をすることはできません。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または他の権利を設定することはできません。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合を除きます。
- ⑤ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類、またはその類似品を販売することはできません。

(6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡すものとします。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 自動販売機及び飲料容器等の回収ボックス（飲料自動販売機のみ）の設置

- ① 自動販売機（電力等使用量計測用メーター、子メーターを含む。）は、貸付面積内に収まるものとし、飲料容器等の回収ボックスが使用可能な状態で常時設置されていること。
- ② 自動販売機は、貸付物件一覧の摘要欄に対応した機器を設置すること。
- ③ 自動販売機の外観、形状、塗装等は、周辺環境に配慮したものとすること。
- ④ 屋外に設置する自動販売機に必要な電源設備は、設置事業者の費用で設置すること。
- ⑤ 屋外に設置する場合、電力会社への電気新設の申込手続きは設置事業者が行うとともに、電力会社との契約は設置事業者が締結すること。また、自動販売機にかかる電気料金は、設置事業者が直接電力会社に支払うこと。
- ⑥ 屋外に設置する自動販売機は、盗難防止装置等の防犯器具を備えた機種とすること。
- ⑦ 市では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づくグリーン調達を行っていることから、別紙「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における判断の基準に適合する自動販売機であること。
- ⑧ 自動販売機は、電子マネー対応自動販売機とし、低い位置にあるボタンやかがまざに商品が取れる取出口などすべての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。
- ⑨ 回収ボックスは、缶・ペットボトル・紙コップ・紙パック等を分別回収できるものとし、飲み残し飲料の回収容器が付帯したものとすること。
- ⑩ 回収ボックスは、容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収用容積とすること。
- ⑪ 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの、またはそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。
- ⑫ 回収ボックス内の使用済み容器は、設置事業者の責任で週1回以上の頻度で適切に回収し、周囲を清掃すること。また、市から回収の要請があった場合は、迅速に回収及び清掃すること。

- (13) 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機、飲料容器等の回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
  - (14) 自動販売機及び飲料容器等の回収ボックスの設置に当たっては、屋内においては施設の軸体に負担のかからない方法により、屋外においては自動販売機の設置位置にコンクリートの基礎を設置するなど、転倒防止などの十分な安全対策を講ずること。
  - (15) 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
  - (16) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）及び回収ボックスの日常における管理については、設置事業者が一切の責任を負うこと。
  - (17) 販売商品及び金銭のつまり、機械の故障、トラブル等が発生した場合は、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に緊急連絡先名・連絡先電話番号・管理番号を明示（様式第5号参照）しておくこと。
- (8) 自動販売機の販売品
- ① 販売品は、アルコール分を含まない飲み物・食べ物とし、貸付物件一覧の販売品目のとおりとすること。
  - ② 販売品の維持管理及び補充、売上金の回収及びつり銭の補充は、設置事業者の責任において行うこと。
  - ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
  - ④ 販売品の販売価格は、貸付物件一覧の摘要欄に記載された金額とします。
- (9) 売上金額等の報告
- 設置事業者は、各自動販売機の売上金額及び売上個数を、カウンターメーターにより毎月集計し、翌月10日までに自動販売機売上報告書（様式第4号）により市に報告すること。  
なお、報告書には自動販売機端末から打ち出された売上記録票のコピーを添付すること。

## 5 申込みに必要な書類

- (1) 申込者共通の提出書類
  - ① 応募申込書（様式第1号）
  - ② 誓約書（様式第2号）
  - ③ 貸付料率提示書（様式第3号）
    - ア 提示貸付料率は、募集する自動販売機の総売上額に対して市に納入できる貸付料の料率（消費税及び地方消費税込み）を整数で表示してください（小数点以下の記載は無効）。
    - イ 提出した提示書は、書き換え、引き換え、または撤回することはできません。
  - ④ 販売飲料のラインアップ企画書（飲料の商品名及び種類、販売価格等が確認できるもの）
  - ⑤ 設置する自動販売機のカタログ等（寸法、消費電力、災害救済ベンダーの機能等が確認できるもの）
- (2) 申込者が法人の場合の提出書類
  - ① 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内の原本とする）
  - ② 代表者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内の原本とする）
  - ③ 国税の納税証明書（その1 納税額等証明用。税目「法人税」及び「消費税及び地方消費税」。直近の事業年度のもの。発行後3ヶ月以内の原本とする）
  - ④ 市税の納税証明書（税目「法人市民税」及び「固定資産税・都市計画税」。発行後3ヶ月以内の原本とする）

(3) 申込者が個人の場合の提出書類

- ① 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内の原本とする）
- ② 国税の納税証明書（その1 納税額等証明用。税目「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」。直近の事業年度のもの。発行後3ヶ月以内の原本とする）
- ③ 市税等の納税証明書、または非課税証明書（税目「市・都民税」及び「固定資産税・都市計画税」。発行後3ヶ月以内の原本とする）
- ④ 身分証明書（本籍地の市区町村で発行した破産者等でないことの証明書。発行後3ヶ月以内の原本とする）

※ 提出書類は返却しません。

※ 市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料の提出を求める場合があります。

## 6 現地の見学

応募に当たり、事前に自動販売機設置場所の見学をすることができます。なお、屋内の設置個所の見学を行う際は、各施設の事務担当者に見学したい旨を伝えてから行ってください。

見学期間 **令和8年2月6日（金）～2月13日（金）**

（土曜日及び日曜日を除く（下記※の施設を除く。）。）

**午前9時から午後5時まで**（正午から午後1時までを除く。）

※コミュニティセンター、産業福祉センターは月曜日休館です。

（コミュニティセンターは2月11日（水・祝）は開館）

中央児童館・金曜日、西児童館・火曜日、東児童館・木曜日は休館です。

## 7 質疑の受付

応募に関して質疑がある場合は、ファクスまたは電子メールでお問合せください。なお、質疑についての回答は、市公式サイト上で公表します。

(1) 受付締切日 **令和8年2月13日（金）午後5時**

ファクス：（042）554-2921 ※「契約管財課管財係あて」明記

メールアドレス：s105000@city.hamura.tokyo.jp

URL = <http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000020244.html>

(2) 回答予定日 **令和8年2月17日（火）**

## 8 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要領を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間 **令和8年2月18日（水）～2月20日（金）**

**午前9時から午後5時まで**（正午から午後1時まで、土・日曜日を除く。）

(2) 受付場所

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1

羽村市総務部契約管財課管財係（東庁舎3階）

電話番号（042）555-1111 内線395・396

(3) 申込方法 前記（2）の受付場所に直接書類を持参しお申し込みください。

※ 郵送、電話、ファクス、インターネットによる受付は行いません。

## 9 契約者の決定

自動販売機設置個所、または1台ごとに審査し、下記の2点により契約者を決定するものとします。

- (1) 貸付物件一覧に記載されている最低貸付料率以上の率をもって有効な応募を行った者のうち、最も高い率を提示した者。（販売飲料のラインアップは、現在設置してある自動販売機以上の種類とする。）
- (2) 同率の貸付料率を提示した事業者が2者以上ある場合は、くじにより契約者を決定します。当該申込者のうち、くじを引かない事業者がある場合は、市が指定した者（当該審査に関係のない職員）が当該申込者に代わってくじを引き、契約者を決定します（くじ引きを行う場合は追って連絡します）。

\*決定予定日 令和8年2月27日（金）

※なお、合否にかかわらず応募者全員に結果について通知します。

## 10 契約の締結等

契約者には、設置場所に応じ市と自動販売機の設置に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。

また、本件契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関する必要な費用は、設置事業者（契約者）の負担とします。

## 11 貸付料の納入

- (1) 設置事業者は、自動販売機に係る毎月の総売上額を、自動販売機売上報告書（様式第4号）に記載し、翌月10日までに当該自動販売機を設置する施設の管理者に報告するものとします。
- (2) 貸付料の納入は、6か月ごとに市が発行する納入通知書により納入することとします。
- (3) 納入期限については、納付書発行月の末日とします。ただし、納入期限が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日を納入期限とします。
- (4) 既納の貸付料は、返還しません。
- (5) 貸付料の算定は、下記のとおりとします。

**貸付料（月額、1円未満四捨五入）＝毎月の売上金額×契約貸付料率**

## 12 自動販売機にかかる電気料の納入

- (1) 施設番号1から7（施設番号1の4分庁舎、施設番号3の2ストックヤードを除く）、10の電気料
  - ① 自動販売機にかかる電気料については、下記の算定方法により算出し、6か月ごとに市が発行する納入通知書により納入することとします。
  - ② 納入期限については、納付書発行月の末日とします。ただし、納入期限が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日を納入期限とします。
  - ③ 電気料の算定方法は、下記のとおりとします。

**電気料（月額、1円未満四捨五入。消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝（（電力量料金単価±燃料費等調整単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金）×設置事業者が設置したメーターの表示する月間消費電力量）**

※政府支援による値引き等により電気料金に変動がある場合は、内容を考慮のうえ算定します。

- (2) 施設番号1の4分庁舎、施設番号8・9、14から17の電気料  
自動販売機にかかる電気料については、電力会社との契約を設置事業者が締結することにより、設置事業者が直接電力会社に支払うこととします。
- (3) 施設番号3の2、11から13の電気料  
電源設備設置の状況により上記(1)または(2)方法により負担頂きます。

### 1.3 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除するものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに契約しなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) 設置事業者が、指定する期日までに貸付料、または電気料の納入をしなかった場合
- (4) 設置事業者が、指定する期日までに自動販売機に係る毎月の売上金額の報告をしなかった場合
- (5) 設置事業者が、自動販売機に係る毎月の売上金額を偽って報告した場合
- (6) その他使用許可の相手方として不適当と認められる場合

**※契約の解除があった場合は、次点の応募者を契約者とします。**

また、市において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、その契約を解除又は変更することがあります。

### 1.4 その他

(1) 事情により予告なく公募を変更し、または取りやめる場合等があります。この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

(2) 本募集要領に関する問い合わせ先

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1  
羽村市総務部契約管財課管財係（東庁舎3階）  
電話番号（042）555-1111 内線395・396

### 募集スケジュール

日 程	内 容
令和8年2月 6日（金） ～2月13日（金）	<b>募集要領の配布</b> ※土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時
2月 6日（金） ～2月13日（金）	<b>現地の見学</b>
2月13日（金）	<b>質疑の受付締切</b>
2月17日（火）	<b>質疑の回答</b>
2月18日（水）	<b>応募申込書の受付開始</b>
2月20日（金）	<b>応募申込書の提出期限</b>
2月27日（金）	<b>契約者の決定</b>
2月27日（金）	<b>契約の締結</b>
3月31日（火）	<b>既存の自動販売機の撤去期限</b>
4月 1日（水）	<b>自動販売機設置場所の貸出開始</b>

## 貸付物件一覧

### 【施設番号 1】

施設の名称：羽村市役所庁舎・分庁舎

所 在 地：東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：契約管財課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	1階ロビー ①	0.9m × 0.9m = 0.8m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (紙パック飲料)	●商品には乳製品飲料を含めること。	369,240円 18%
2	1階ロビー ②	1.4m × 0.9m = 1.2m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (紙コップ)	●飲み残し飲料の回収容器を設置すること。	866,800円 21%
3	1階ロビー ③	募集は終了しました。			
4	分庁舎	1.1m × 0.9m = 1.0m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。屋外の植込みに設置。基礎工事と電源設置工事が必要です。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望小売価格の10円引きとする。	208,650円 21%
5①	地下食堂 ①	1.2m × 0.8m = 1.0m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望小売価格の10円引きとする。	地下食堂① 1,327,820円 21%
5②	地下食堂 ②(新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	食品 (食品・菓子類・カップ麺等)	●販売価格はメーカー希望小売価格とする。	一円 一%
6	地下食堂 ③(新設)	0.9m × 0.9m = 0.8m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (紙パック飲料)	●商品には乳製品飲料を含めること。	一円 一%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※貸付物件5の地下食堂②・6は新設のため、令和6年度の実績はありません。

※既設の自動販売機及び新設の貸付物件5・6には、電源：100V用コンセントがあります。（自動販売機背後の壁面）

※貸付物件番号4については、分庁舎屋外の植込み内に設置とし、基礎工事と電源の新規設置工事が必要です。

※貸付物件5①、5②については、設置条件の変更を行い、別々の募集になりました。どちらかのみの設置（応募）が可能です。

※分庁舎は、「公共施設再配置構想」による施設の整理統合の進捗状況によって施設が利用できない場合があります。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号2】

施設の名称：羽村市コミュニティセンター

所 在 地：東京都羽村市緑ヶ丘5-2-6

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：地域振興課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1 ①	1階ロビー ①	募集は終了しました。			

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※電源：100V用コンセントあり（自動販売機背後の壁面）

※空調機の故障により、夏季を休館する場合があります。また、「公共施設再配置構想」による施設の整理統合の進捗状況によって施設が利用できない場合があります。

### 【施設番号3】

施設の名称：羽村市リサイクルセンター

所 在 地：東京都羽村市羽4221-1

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：生活環境課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	処理棟見 学通路出 入口横	募集は終了しました。			
2	ストック ヤード (新設)	1.2m×0.9m=1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望 小売価格の10円引きとする。	一円 -%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※貸付物件2は新設のため、令和6年度の実績はありません。

※貸付物件1は、100V用コンセントが利用できます（自動販売機背後の壁面）。

貸付物件2は電源増設工事が必要になります。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号4】

施設の名称：プリモライブラリーはむら（羽村市図書館）

所 在 地：東京都羽村市緑ヶ丘2-11-2

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：図書館）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	3階休憩 コーナー	募集は終了しました。			

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※電源：100V用コンセントあり（自動販売機背後の壁面）

### 【施設番号5】

施設の名称：羽村市産業福祉センター

所 在 地：東京都羽村市緑ヶ丘2-11-1

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：産業振興課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	1階ロビー	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望 小売価格の10円引きとする。	330,090円 11%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※電源：100V用コンセントあり（自動販売機背後の壁面）

## 貸付物件一覧

### 【施設番号 6】

施設の名称：富士見霊園内休憩所

所 在 地：羽村市富士見平3-3-1

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：生活環境課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	休憩所前	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望小売価格とする。	328,390円 17%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※電源：100V用コンセントあり（自動販売機背後の壁面）

### 【施設番号 7】

施設の名称：老人福祉センターいこいの里

所 在 地：羽村市羽加美4-18-6

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：高齢福祉介護課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	はむらん 停留所横 の植込み 内(屋外)	1.0m × 0.9m = 0.9m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格は定価の10円 引きとする。	59,103円 14%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※電源：建物外部コンセントを使用し、設置場所まで配線モール及び支柱を設置し、通路横断は通行上支障がないように架設してください。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号8】

施設の名称：水上公園（親水公園）

所 在 地：羽村市羽中4-9-1

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：土木課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	出入口横	1.2m×0.9m=1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望 小売価格とする。	160,264円 4.2%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※電源：100V用コンセントあり（自動販売機横）

※貸付箇所の詳細については、事前に所管課と調整してください。

※令和元年夏季以降のプール事業は休止しています。

### 【施設番号9】

施設の名称：羽中四丁目整備用地（観光用駐車場・休憩所）

所 在 地：羽村市羽中4-483-1

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：産業振興課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	西側市道 沿い	1.2m×0.9m=1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●災害救済ベンダーとする。 ●販売価格はメーカー希望 小売価格とする。	295,120円 10%

※令和6年度売上額は当時のデータであり、将来の年間売上額を保証するものではありません。

※基礎工事と電源の新規設置工事が必要です。

※貸付箇所の詳細については、事前に所管課と調整してください。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号 10】

施設の名称：羽村市保健センター

所 在 地：羽村市緑ヶ丘5-5-2

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：健康課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	旧棟1階 入口左側 のエレベ ータ前 (屋内) (新設)	1. 2 m × 0. 9 m = 1. 1 m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (乳幼児向け の紙パック製 品があるとな お良い)	●災害救済ベンダーとする (商品構成により災害対応 機種が存在しない場合を除 く)。 ●販売価格は定価の1 0円引きとする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※電源：100V用コンセントが利用できます。

※貸付箇所については、事前に所管課と調整してください。

### 【施設番号 11】

施設の名称：中央児童館

所 在 地：羽村市羽中3-6-19

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：子育て支援課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	事務室又 は遊戯室 前(屋外) (新設)	1. 2 m × 0. 9 m = 1. 1 m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (乳 幼児向けの紙 パック製品が あるとなお良 い)	●災害救済ベンダーとする (商品構成により災害対応 機種が存在しない場合を除 く)。 ●販売価格は定価の1 0円引きとする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源設置工事が必要です。

※貸付箇所については、事前に所管課と調整してください。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号 1 2】

施設の名称：西児童館

所 在 地：羽村市小作台 5-28-3

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：子育て支援課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	玄関脇 (屋外) (新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料（乳 幼児向けの紙 パック製品が あるとなお良 い）	●災害救済ベンダーとする (商品構成により災害対応 機種が存在しない場合を除 く)。 ●販売価格は定価の1 0円引きとする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源設置工事が必要です。

※貸付箇所については、事前に所管課と調整してください。

### 【施設番号 1 3】

施設の名称：東児童館

所 在 地：羽村市神明台 3-30-2

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：子育て支援課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	玄関脇 (屋外) (新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料（乳 幼児向けの紙 パック製品が あるとなお良 い）	●災害救済ベンダーとする (商品構成により災害対応 機種が存在しない場合を除 く)。 ●販売価格は定価の1 0円引きとする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源設置工事が必要です。

※貸付箇所については、事前に所管課と調整してください。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号 14】

施設の名称：旧ごみ集積所跡地（管理番号343）

所 在 地：羽村市羽西3-1789-15

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：契約管財課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	(新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●販売価格はメーカー希望 小売価格とする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源の新規設置工事が必要です。

### 【施設番号 15】

施設の名称：旧ごみ集積所跡地（管理番号1912）

所 在 地：羽村市緑ヶ丘5-4-37

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：契約管財課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	(新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●販売価格はメーカー希望 小売価格とする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源の新規設置工事が必要です。

## 貸付物件一覧

### 【施設番号 16】

施設の名称：旧ごみ集積所跡地（管理番号1953）

所 在 地：羽村市神明台3-28-29

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：契約管財課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	玄関脇 (屋外) (新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●販売価格はメーカー希望 小売価格とする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源の新規設置工事が必要です。

### 【施設番号 17】

施設の名称：旧ごみ集積所跡地（管理番号1958）

所 在 地：羽村市羽加美4-1214-4

施設管理者：羽村市長 橋本 弘山（所管課：契約管財課）

最低貸付料率：10%

貸付 物件 番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	販売品目	摘要	令和6年度 売上額・ 貸付料率
1	(新設)	1.2m × 0.9m = 1.1m <sup>2</sup> (容器回収ボックスの面積を除く。)	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	●販売価格はメーカー希望 小売価格とする。	一円 -%

※新設のため、令和6年度の実績はありません。

※基礎工事と電源の新規設置工事が必要です。

## 応募申込書

令和 年 月 日

羽村市長 あて

住 所 (所在地) (〒 )

氏 名

法 人 名

代表者名

印

(事務担当者)

(印鑑証明印)

所属部署

氏 名

電 話

羽村市公共施設自動販売機設置事業者募集について、募集要領の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

## 1 応募物件

応募する施設番号・物件番号、設置場所等を記載してください。

施設番号	物件番号	設置場所	販売品目 (該当数字に○をしてください)
			1 缶・ペットボトル 2 紙パック 3 紙コップ 4 食品
			1 缶・ペットボトル 2 紙パック 3 紙コップ 4 食品
			1 缶・ペットボトル 2 紙パック 3 紙コップ 4 食品
			1 缶・ペットボトル 2 紙パック 3 紙コップ 4 食品
			1 缶・ペットボトル 2 紙パック 3 紙コップ 4 食品

\* 書ききれない場合はコピーしてください。

## 2 添付書類

## (1) 申込者が法人の場合

- ア 誓約書
- イ 貸付料率提示書
- ウ 販売飲料のラインアップ企画書（飲料の商品名及び種類、販売価格等が確認できるもの）
- エ 設置する自動販売機のカタログ等（寸法、消費電力、機能等が確認できるもの）
- オ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- カ 代表者の印鑑証明書
- キ 国税の納税証明書（その1 納税額等証明用 税目「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書）
- ク 市税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税・都市計画税）

## (2) 申込者が個人の場合

- ア 誓約書
- イ 貸付料率提示書
- ウ 販売飲料のラインアップ企画書（飲料の商品名及び種類、販売価格等が確認できるもの）
- エ 設置する自動販売機のカタログ等（寸法、消費電力、機能等が確認できるもの）
- オ 印鑑登録証明書
- カ 国税の納税証明書（その1 納税額等証明用 税目「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書）
- キ 市税等の納税証明書、または非課税証明書（市・都民税及び固定資産税・都市計画税）
- ク 身分証明書（本籍地の市区町村で発行した破産者等でないことの証明書）

## 誓 約 書

令和 年 月 日

羽村市長 あて

住 所 (所在地) (〒 )

氏 名

法 人 名

代表者名

印

(印鑑証明印)

羽村市の実施する自動販売機設置事業者の募集申込にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- (1) 令和6年度及び令和7年度において、自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までの規定に該当する団体、または団体に属している者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体、または団体に属している者でないこと。
- (5) 国税及び羽村市税（法人市民税、市・都民税及び固定資産税・都市計画税）の未納がないこと。

現在自動販売機事業を展開している施設等について記載してください。

設置施設名	所在（町丁まで、市外でも可）	設置期間
(例) ○○商店	羽村市緑ヶ丘○丁目	令和 年 月から

## 貸付料率提示書

令和 年 月 日

羽村市長 あて

住 所 (所在地) (〒 )

氏 名

法 人 名

代表者名

印

(印鑑証明印)

羽村市公共施設自動販売機設置事業者募集について、募集要領の各条項を承知の上、下記のとおり提示します。

### 設置希望施設番号・物件番号及び提示貸付料率

施設番号	物件番号	貸付箇所	提示貸付料率	
				%

- ※ 1 貸付料率は、羽村市が設定する最低貸付料率以上の率を記入してください。
- 2 貸付料率の訂正は無効です。また、小数点以下の記載は無効です。
- 3 記名押印がないものは無効です。
- 4 この貸付料率提示書は、施設番号・物件番号ごとに記入し、他の添付書類とともに提出してください。

## 自動販売機売上報告書

自動販売機の月間売上額等について、次のとおり報告します。

令和 年 月 日

羽村市長 様

設置事業者 (所在地)

(会社名)

(設置施設)

印

(設置場所)

(担当者名)

(機種、型式)

(電話番号)

No.	商品名	販売 単価 (A)	年 月		備考
			販売数量 (B)	売上金額 (A) × (B)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
売上金額合計 (円) (C)					
貸付料の額 (円) (C) × 貸付料率 ( %)					

**【記載上の注意】**

1. 本報告書には、自販機1台ごとに月別の売上状況を商品別に記載してください。
2. 本報告書は、翌月の10日までに必ず提出してください。
3. 本報告書の裏面に、当該月の売上記録票（自販機端末打出し）のコピーを添付してください。
4. 貸付料の額は、売上金額に貸付料率を乗じて得た金額（1円未満四捨五入）になります。

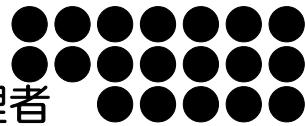
用紙A4サイズ以上

この自販機の管理はすべて  
(株)が  
行っています。

商品及びお金のつまりや機械の故障の場合は、  
施設管理者からのご返金はできません。

誠に恐れ入りますが、下記の電話番号まで  
ご連絡いただき、管理番号をお伝えください。

電話番号  
管理番号  
自販機管理者



(株)

商 標  
ロゴタイプ  
など